## 世界の学界動向 |

# グローバル法社会学会議リスポン大会

秋 葉 丈 志 飯 考 行 波多野綾子

キーワード: LSA, 日本法社会学会、国際学術交流、新型コロナ (COVID19)、 ハイブリッド会議

(要旨)

LSA (Law and Society Association) が主催し、日本法社会学会などが共催する5年に一度の法社会学の国際会議(今回はGlobal Meeting on Law and Society という呼称)が2022年7月13日から16日にかけて、ボルトガルのリスボンで開かれた。本報告は、新型コロナ橋がなお収束しない中で、対面とオンライン会議の並行開催など様々な工夫のもとに行われた会議の様子を詳述するとともに、今回から共催団体が大幅に増加したことに伴う運営体制の変化についても記す。また、当学会が共催セッションとして企画した6つのパネルや。若手研究者派遣フェローシップにより派遣した3名の報告内容や、会議期間中の国際学術交流の状況について記し、当学会の国際会議におけるブレゼンス、各団体との交流の一端を紹介する。最後に今回の会議の状況を踏まえて今後の国際会議のあり方や当学会の参画について若干の展望を述べる。

## I 会議の概要・特徴

# 1 グローバル法社会学会議について

グローバル法社会学会議(Global Law & Society Meeting) リスポン大会は本年(2022年)7月13-16日、ポルトガルの首都リスポンの ISCTE (Instituto Universitàrio de Lisboa)で開催された。グローバル法社会学会議は従来当学会で法社会学国際会議とも呼んできたもので、概ね5年に一回のペースで聞かれてきたり。

今大会は、新型コロナウィルス禍が収まらない中でオンラインも併用した特殊な開催形態ではあったが、97 カ国から 4651 名 (うち対面約 3000 名) が参加する盛況となった、温暖化の影響によるものか、リスボンは、湿気は少ないものの日本に増して暑く、強い日差しが照りつけていた。しかも会場のリスボン大学では、小教室にクーラーが設置されておらず、校内の給水機前には配布された水筒に水を補給する参加者

が並んでいた。こうした中でも会場の内外で研究者の交流が盛んに行われ、コロナ禍 で停滞していた国際学術交流の再開を記念するような高揚感のある場であった。

## 2 今大会の運営と当学会の対応

今大会の特徴の一つとして、共催団体の数や位置づけが変わったことが挙げられよう、過去の大会では、Law and Society Association (以下 LSA) が主催者となりつつ、日本法社会学会などいくつかの共催団体がアメリカ法社会学会などと緊密に連絡を取りながら、共同で企画などを構築してきた。今大会は、LSA が主催者であることは変わりないが、共催団体の数が大きく増え、個々の団体の役割はより限られたものであったように思う。

LSA は今大会のテーマにも沿う形で、共催団体にブラジルやアフリカなどグローバル・サウスからの団体や、近年創設されたアジア法社会学会(Asian Law and Society Association)などを加えた。そしてこれらの団体を FICA(Forum for International Coordination and Advice)というインフォーマルな会議体にまとめ、オンラインで意見交換の会議を行うなどした。FICA の役割は LSA 側の企画に意見を述べ、協力するというもので、共同で大会の運営や企画を行うという感覚は薄かった。LSA 側のProgram Committee(企画委員会)にも当学会の富澤節生会員を含め、アメリカ以外の団体に属する委員も加わったが、この場合 LSA 内の委員という位置づけであった。

当学会では国際担当の理事を務める秋葉が日本法社会学会の代表委員(representative)として上記 FICA に加わり、当学会国際委員会(太田勝造委員長)や濱野亮理事長はじめ事務局の協力を得ながら連絡と調整に当たった。そして日本法社会学会として提案するセッションを会内で公募し、6つのセッションを提案・実施した。

### 3 コロナ禍での開催形態

今回の会議は、2020年2月以来の世界的な新型コロナウィルス (COVID-19) 禍が続く中において開催されたものであり、以前には想像もしなかったような対応を迫られた。

運営側が苦心したのは、対面参加を回避したい参加者や、そもそも出入国制限等によって現地への旅行ができない参加者にどの程度、またどのように配慮するかという点である。背景として、欧米諸国では比較的早い段階で国際旅行への制限が緩和されていたのに対して、アジア、特に日本では大会時点でも厳しい出入国規制が課されていた。ことを記しておきたい。

当大会は「ハイブリッド」の大会と宣伝はされていたが、実際は、対面開催とオンライン開催の会議が別々に、並行して開かれるものだった。アメリカ法社会学会側は

早い段階で、各セッションはそのすべての参加者が対面で参加するか、オンラインで参加するかのいずれかであるという姿勢を示した。同じセッションに対面で参加する者とオンラインで参加する者が混在するという意味合いでの「ハイブリッド」は公式には認めなかったのである。

しかし、コロナ禍のもとでの旅行制限が大会開催時点でどうなるのかもわからないなかで、ハイブリッドでのセッションも認めるべきであるとの意見が上述のFICAなどの場で繰り返し出された。その結果、LSAは、公式にはハイブリッドはサポートできない(LSA側でハイブリッドセッションの態分は構築しない)ものの、各セッションのチェアの責任において実施する限り、対面セッションの報告者の一部がオンラインで報告することは認めることとなった。

こうした対面セッション(事実上の「ハイブリッド」を含む)とは独立してバーチャルで提案された一連のセッションが開かれた。そちらも大会の時間割と同じ時間帯で開催されたが、LSAが用意したオンラインプラットフォームを通じて参加をする形となった。リスボン現地にいる者も、バーチャルセッションに参加する場合は各自のPCから当該セッションに参加することとなった。

## Ⅱ 会議の内容

## 1 大会テーマと全体セッション: Rage, Reckoning, & Remedy

当大会の全体テーマは "Rage, Reckoning, & Remedy" であり race, colonialism and the legacies of slavery (人種主義、植民地主義、奴隷制度の遺産) のクリティカルな検討が中心に掲げられた。これは、旧宗主国であるボルトガルという開催地に即したテーマ設定と言えよう。大会テーマの説明においては、奴隷制度はアメリカのみならず世界を席巻し、ボルトガルの船が15世紀半ば以降4世紀に渡り何百万人もの奴隷をアフリカ大陸から運んだことが言及された。そして、奴隷制度廃止以降も、植民地主義という新たな形をとって、ヨーロッパによるアジア・アフリカの支配が続き。これが今日、社会・法・文化・環境各面においてトラウマを残しているという問題意識が示された。

この大会テーマのもとに、全体セッション (plenary session) が大会1日目から3日目にかけて各日1回、計3回設定された、大会初日は、Preservation Through Transformation: Rage, Reckoning, & Remedy (変容を通じた維持――祭り、清算と教済) と題する全体セッションが開かれた、パネリストは、様々な人種 (アジア系を含む)の研究者と詩人の女性4名で、国際学会ならではの人選であった。世界的なコロナ禍

が社会の基底にある不平等を露わにしているという問題意識から、帝国主義、植民地主義や奴隷制度などを通じて、人種や性別を含む抑圧が、法の支配の助力により、変容を経つつ維持されてきた歴史的な経過を検証し、打開策を見出すべく議論が繰り広げられた。これらのセッションを通じて、今日続く様々な形の暴力と搾取の問題が取り上げられ、グローバルな正義のあり方が模索された。

また、個別報告セッションの中にも、大会テーマに即した企画をしたものも多くあり、たとえばアジア法社会学会と LSA の CRN33 (東アジア部会) の共催で "Rage, Reckoning, and Remedy in Asia and Beyond" というセッションが開かれ、当学会の小谷順子会員が日本における部落差別と部落名の公開、表現の自由を巡る議論について報告している。

なお本来、アジアにおける colonialism の当事者と言える日本も、中国や韓国の研究者を交えたセッションを企画し、植民地主義を巡る国際的な議論の文脈に日本を含むアジアの経験がどのように位置づけられるか、発信を目指すべきであったと思う。ただ、今大会は、アジア各国の出入国規制が欧米に比し厳しかったこともあって、日本を含むアジアのプレゼンスが全般に乏しかった。今後はこうしたテーマに関して日本そしてアジアからの積極的発信がなされることを関待したい。

### 2 個別報告セッション

法社会学第89号 (2023年)

### ①当学会の共催セッション

今大会では、各共催団体は「共催セッション」(チェアやディスカッサント、報告者を含む完全な形でのセッションの提案)を提案することができ、それらは基本的にそのままプログラムに採用される形となった。当学会では会員から企画を公募し、国際委員会の審議を経て理事会で承認のうえ提案を行った。以下が、当学会が提案し、プログラムに採択された6つのセッションのタイトルと企画代表者である。なお、報告者・報告題を含む詳細は当学会会報121号(2022年4月1日)を参照されたい。

Transformation of the Relationship Between State Law and Customary Rights in Contemporary Land Laws (代表者: 楜澤能生)

Making the AI-Court: Advanced Reasoning Support for Judicial Judgments by Artificial Intelligence (代表者: 佐藤健)

Socio-Legal Scholarship in East Asia and Beyond: Commemorating the Works

of Setsuo Miyazawa (代表者: 秋葉丈志) = LSA CRN33, ALSA と共催

Modifying the Western Law in Asia Facing with Developmentalism: Land Law Reform vs. Civil Code Drafting (代表者: 金子由芳)

The Movements of Recent Public Participation in Justice: The Cases of Japan.

Korea and Beyond (代表者: 飯考行)

Is "Business and Human Rights" for Decolonization or rather Recolonization?: Proposal of Corporate Human Security Index (CHSI) from Asia (代表者: 佐藤安信)

# ②対面セッション (実質ハイブリッド) の一例

対面セッションの一例として、秋葉がチェアを務めたセッションの様子を記したい、このセッションは、当学会の宮澤節生会員が2021年に、LSAから後進研究者の育成への貢献を称える Stan Wheeler Mentorship Award と LSA における長年の功績を称える Legacy Award を受賞したことを記念して企画された。また、その性質から、当学会に加えて、LSAの CRN33 (Collaborative Research Network on East Asian Law and Society = 東アジアの法と社会研究部会)と、ALSA (アジア法社会学会)の3団体が共催するものとなり、宮澤会員ご本人のほか、LSA 元会長の Malcolm Feeley 氏、ALSA 前会長の Kay-wah Chan 氏などが登壇する国際色豊かなものとなった。

Chulwoo Lee 氏、Mark Levin 氏、飯考行会員、上石圭一・大塚浩両会員、そして平山真理会員から計5本の報告が行われ、宮澤会員の東アジアにおける法と社会研究への貢献、日本の司法についての国際的文脈での研究や刑事司法に関する研究、若き頃から今日までの研究の展開、そして指導者としての功績など、各方面から熱意ある丁寧な報告がなされた。さらに、Malcolm Feeley 氏、Kay-wah Chan 氏からディスカッサントとしてのコメントと宮澤会員からの応答があり、密度の濃い105分であった。

なお前述したように、LSA は公式にはハイブリッドセッションを後押ししないものの、対面セッションの一部報告者がオンラインで参加することは、そのセットアップを各セッションの責任で行う限り容認していた。当セッションでは報告5本のうち2本がオンラインによるものだったが、報告に関する限り比較的うまくハイブリッド

が実現したと思う。ただ、マイクをうまく会場内に回せなかったため、質疑応答の場面では、オンラインで報告されていた方には聞き取りにくかったようである。また、Zoom 参加は報告者に限られ、報告者以外にはオンライン参加が基本的にできなかったのは残念である。公式にハイブリッド開催を認め、オンラインでも多くの参加者が得られた方がよかったのではと思う

#### ③オンラインセッションの一例

完全オンラインのセッションの一例として、飯がチェアを務めたセッションの様子 を記したい、飯自身は現地参加をしていたが、先述したように、オンラインのセッションの場合は現地にいる者を含め、全員がオンラインで参加することとなっていた。

飯が企画したのは市民の司法参加に関するオンラインセッションで、当日はチェアを務めた、藤田政博会員、鳥亜紀会員、杉崎千春会員、西村健氏、Taegyung Gahng氏(韓国)による、裁判員制度と国民参与裁判制度に関する多方面からの報告の後、Andrés Harfuch氏(アルゼンチン)と四宮啓会員から好意的なコメントを受けた、藤田会員と島会員は、接続不良と時間制約に備えて、あらかじめ報告を録画したファイルを再生した。市民の司法参加に関心のある海外の参加者から質問も寄せられ、リスボンは朝、日本は夕方で8時間の時差はあったものの、おおむね成功裏に終えることができた、杉崎、Harfuch、四宮と飯は、リスボンの各ホテル自室からアクセスしたが、ハイブリッド開催が大会で正式に認められていれば、会場に集まることができて、より臨場感が生まれたように思われる。

なお各オンラインセッションにおいては、オンラインならではの、様々な国の研究者、実務家や大学院生が一堂に会するメリットはあったが、報告者により音声が流れず、接続が途切れるなど、対面開催にない難しさも感じた。

## ④学会フェロー (大学院生) による報告

当学会国際委員会では、若手研究者派遣フェローシップを今年は当大会で報告する 若手会員を対象に公募し、以下の3名を選出した、いずれも現地に赴き、それぞれの セッションで報告を行っている。

## 大塩浩平 (明治大学)

「法と社会の共進化:レジリエントな社会とオペレーティングシステムとしての法 (Coevolution of Law and Society: Resilient Society and Law as an Operating System)」

## 杉崎千春 (専修大学)

「裁判員候補者の辞退率・不出頭率増加への対応 (The Treatment of Rising Non-Appearance Rate of Saiban-in Candidates)」

## 波多野綾子 (オックスフォード大学)

「国際的なジェンダー目標の実現に向けて?:女性の経済的・政治的参加及び リーダーシップに関する法律のもとにおける日本のジェンダー平等状況の分析 (Toward Aligning with International Gender Goals?: Analysis of the Gender Equality Landscape in Japan under the Laws on Women's Economic and Political Participation and Leadership)」

# 3 大学院生・初期キャリア研究者ワークショップ

リスボン大会に先立つ7月12日、26カ国以上から集まった約60名の若手研究者や大学院生を対象とした Graduate Student / Early Career Workshop (以下ECW)が聞かれた。本年度の ECW は、選抜された大学院生・初期キャリア研究者 (以下「若手研究者」)が提出したペーパーについて担当のシニア研究者および参加者同士がコメント・議論を行う第1部 (オンライン、小グループに分かれてそれぞれ7月12日前に開催)と、経験ある研究者らから研究・論文執筆・出版などについて広くアドバイスをもらう第2部 (対面、全体セッションはリモート参加も可能)に分かれていた。昨年の ECW は全てオンラインであり、対面セッションが存在しなかったため、昨年の ECW 参加者である波多野も本年の第2部について参加が認められることとなった。

7月11日夜の船上レセプションに続く12日のプログラムでは、北米・欧州・グローバル・サウスなど各地の研究者の雇用状況や求人の特徴と就職活動の行い方、研究生活におけるストレスと生産性、研究・教育・奉仕・社会貢献のバランスについて、助成金の申請の仕方、学位論文から書籍出版へ、学際性をいかにナビゲートするか、アカデミア外での協働や一般市民との関わりなど、非常に多彩なテーマに関するアドバイスや議論が行われた、ジャーナル投稿や書籍の出版について、経験談や投稿論文の審査経験などを交えた具体的なアドバイスは、博士論文の出版やトップジャーナルへの論文の投稿を目指す各国からの参加者にとって、非常に役に立つものであった。また、小教室に分かれての議論では、少人数の対話的な環境の中で、その分野の専門家から個々の質問に答えてもらう機会を得ることができた。

他方で、欧米やグローバル・サウスを中心にした議論が続く中、アジアが取り残さ

れているような危機感、もしくはアジアのアカデミックな場はグローバルに開かれていないのではないかという懸念も感じた。このような場においても、アジアの法と社会について、アジアからの発信を強化すること。また若手研究者も国際的なワークショップやトレーニングなどに積極的に参加していくことが必要であろう。

### 4 学会間交流

当大会では、各国や地域からの共催団体の代表者や参加者が交流し、法社会学に関する国際的連携・協力を深めていくための取り組みがいくつか行われた。

7月14日の早朝には、Law and Society Association の President が各共催団体の会長・国際担当の代表者を招待する形で、朝食会が開かれた。当学会からは今回出席できなかった会長に代わり、国際担当理事として秋葉が参加した。この場で大会のLocal Committee (現地の運営委員会)の代表者でもある ISCTE の Pierre Guibentif 氏の障席でお話させていただく機会を得た、同氏によれば、今大会をリスボンで開催することになったきっかけは、RCSL(Research Committee on Sociology of Law)の場で、当時 RCSL 会長だった当会の村山真維会員に促されたことだったとのことである。

同氏を含め数名で話題となったのは、法社会学に関する各国の学会誌の論文を一望できるプラットフォームの構想だった。現在、英文で刊行されている法社会学の論文は種々の学術データベースに掲載され、国際的にも参照・引用することが容易であるのに対して、これ以外の言語で出版されている論文はこうしたアクセス性に乏しい、共通のプラットフォームを作り、各国の紀要に掲載された論文のタイトル・アブストラクトを一望できるようにすることで、国際的な学術交流を促進しようとするものである。当会の機関誌も各論文に英文タイトルとアブストラクトを添えているから。こうしたプラットフォームがあれば、そこに情報を流すことは容易と思われる。次のグローバル法社会学会議の時までには、この構想が実現していることを願う、朝食会では、このように各テーブルでこれまでの交流を振り返ったり、将来の学術交流へ向けたアイデアが飛び交ったりしていた。

また、初めての試みとして、各共催団体から参加者を募り、共通の関心や課題についてカジュアルな意見交換を行うことを目的に、Global Cafe という企画が大会 4 日 目の 7 月 16 日午後に開かれた。 "Collaborations (学会問協働)。" "Positioning (法社会学研究の位置づけ)。" "Journals (学術ジャーナルに係る経験・情報の共有)。" "Next Generation (若手研究者の教育・研究支接・交流など)" という 4 つのトピックごとにテーブルが設けられ、参加者はそのいずれかに参加するという形態であった。

当会からは波多野が Next Generation のテーブルに参加し、カナダ、英国、スイス、

オランダ、ガーナ、南アフリカ、スペインなど地域的にも多様な法と社会に関するアソシエーションの若手研究者とともに、率直な議論を行うことができた、特に、各組織の若手研究者の間では国内外の研究者との交流におけるニーズが高いため、若手研究者のためのワークショップやセミナーなどの情報をより積極的に交換していくべきであるとの意見が多く出された。また、シニアの研究者と若手研究者の関わり方についても様々な意見が交わされた。若手の研究をサポートし、若手研究者も意見を表明しやすい環境をととのえることの重要さ、また、異なる地域・国の若手研究者がそれぞれ公式・非公式につながり、情報交換やサポートをすることのできるネットワークへのニーズが確認された。

## Ⅲ 今後の展望について

以上、今大会の特徴やコロナ下での運営、主要な企画や学術交流の様子、また日本 法社会学会からの参加状況について報告した。最後に今後の展望について2点記したい

まず、今回の会議における当学会を含むアジアのプレゼンスの薄さについて、本報告の中でも何度か言及した。海外渡航への制限が影響したとはいえ、日本を含めアジアからの参加者が目立って少なく、企画内容も欧米そしてグローバル・サウスへと視線が向けられる一方、アジアの存在感は薄かった。当学会からの現地参加者も10名前後に留まり、5年に一度の国際大会であったが、通常のLSA大会とあまり変わらない参加規模であった。このような場で連日各国の研究者と接し交流を深めることはその先の関係強化や国際的な研究の展開にとって有意義であり、今後当学会が国際的なプレゼンスを維持するためにも、若手を含む多くの会員がこうした会議へ足を向けられるよう工夫をしていく必要があろう。

また、今回の会議では、対面とオンラインの会議が別個のものとして並行して開催される特殊な形態が採られた一方、ハイブリッドセッションは各セッションの責任での活用に留まり、公式のサポートは得られなかった。今後は、今回の会議の経験をもとに、対面、オンライン、ハイブリッドのそれぞれの長所と短所を検討し、最適な国際会議のあり方を模索していく必要があろう。

次回の LSA 大会 (2023年6月初旬) は通常の大会とはいえ、開催場所は米本土外、 プエルトリコとなる、多くの会員の参加を期待したい。

1) 会議の英語名称は変遷があり、2001年、2007年、2012年の会議では International Conference

(on Law and Society) と呼んでいた。今回の会議では初めて Global Law & Society Meeting という名称が用いられ、これをグローバル法社会学会議と訳した。

2) 大会開催時点では、日本側の規制として、現地を出発する帰国便の出発時刻 72 時間前以内に受けた PCR 検査の除性証明書を搭乗時及び日本人国時に示す必要があった。このため、日本からの参加者は、リスポンでの PCR 検査を現地に滞在する短期間の間に受診しなければならず、旅行代理店に高額の費用(日本円 3 万円前後)を払ってこうした検査や証明書の手配を頼んでいた。

(あきば・たけし 早稲田大学准教授) (いい・たかゆき 専修大学教授) (はたの・あやこ オックスフォード大学大学院博士課程)

#### Global Meeting on Law and Society

Akiba, Takeshi, Ii, Takayuki, Hatano, Ayako

This article is a report on the Global Meeting on Law and Society, which was held from July 13–16, 2022 in Lisbon, Portugal. The meeting is a continuation of periodic international meetings sponsored by the LSA (Law and Society Association) and co-sponsored by various international organizations in the field, including the Japanese Association of Sociology of Law (JASL). The meeting this time was held amidst the ongoing COVID19 pandemic, and adopted various new measures including simultaneously holding an in-person conference in Lisbon and a virtual conference online. LSA also added many new co-sponsors to the conference this time, leading to changes in the manner of involvement by co-sponsoring organizations. This report also contains information about the 6 sessions co-sponsored by JASL, as well as of 3 JASL fellows who received travel grants to attend and make presentations at the conference. It also reports on events held during the conference to promote exchange between the participating organizations. It concludes with some observations regarding the future of international academic exchange and the presence of JASL in the arena.